

沖縄県知事丸岡莞爾に対する「県達取消ノ詞訟」に関する覚書
——百姓地の引揚げをめぐる明治中期における行政訴訟の一例——

青 嶋 敏

一 はじめに

那覇市歴史博物館所蔵の『横内家文書』中に、「中城間切荻道村平民安里栄孝他三名ヨリ長崎控訴院へ提出シタル訴訟事件ニ対スル答弁トシテ該地へ出頭スヘキ知事閣下ノ代理者タルヘキ者ノ心得」と題する文書（後掲【資料1】）⁽¹⁾ および沖縄県属野村道安宛の沖縄県知事丸岡莞爾⁽²⁾の明治24年5月の「訴訟により旧慣を確實ならしむるの基礎と相成りたるにつき野村道安宛丸岡書翰」（仮称）と題する書翰（後掲【資料2】）⁽³⁾が存在する。しかし、これらの文書だけでは、安里栄孝他三名が長崎控訴院に提起した訴訟の内容が十分には分からなかった。その後、国立公文書館所蔵の『公文雑纂』中に、この訴訟事件に関係する2件の公文書、すなわち、「沖縄県平民安里栄孝等ヨリ県知事ニ対スル県達取消ノ詞訟受理ノ件」（後掲【資料3】）⁽⁴⁾ および「沖縄県平民安里栄孝等ヨリ県知事ニ対スル県達取消ノ詞訟判決ノ件」（後掲【資料4】）⁽⁵⁾が所蔵されていることが分かった。そこで、本稿では、この4件の資料から読み取ることができる訴訟事件の内容を紹介し、合わせてこの訴訟事件に関する若干の背景や関連事項にも言及することにした。

二 「県達取消ノ詞訟」の内容

1. 事案の時系列整理

まず、後掲の【資料1】、【資料2】、【資料3】および【資料4】から「県達取消ノ詞訟」（以下「本件訴訟」ということがある。）の内容を時系列で整理してみよう。

- ① 原告ら（沖縄県中城間切荻道村安里栄孝外三名）は、今から数十年前、甲第三号乃至甲第九号証の通り、中城間切添石村・久場村・泊村の三か村人民より土地を買い受け、爾来耕作をして生計を維持してきた【資料3-③】。*「甲第三号乃至甲第九号証」は未確認。
- ② 明治20年1月、「中頭役所長伺ニ対スル御指令ノ原議写」【資料1】。*同資料は未確認。
- ③ 中頭役所長が、丙第二一号（甲第一号証）を以って、中城間切番所（村吏）に対して、原告らの土地売買は無効であるから土地を引揚げよと達した【資料3-③】。*「丙第二一号（甲第一号証）」は未確認。
- ④ 明治21年1月、「荻道村外四ヶ村人民惣代安里栄孝外三名ヨリ請地状下附願ニ対シ説諭方中頭役所長へ照会ノ原議」【資料1】。*同資料は未確認。
- ⑤ 明治21年1月、右三か村の人民数百名が、中頭役所長の命令であるとして、原告の田畠へ乱入し作物を掠奪した【資料3-③】。
- ⑥ 明治21年2月、「前同断追願書進達ニ付却下方所轄役所へ移牒ノ原議」【資料1】。*同資料は未確認。
- ⑦ そこで原告らは「告訴」したが、右三か村人民の行為は「其筋ノ達ニ原由シタルモノ」

- であるとして、「告訴」は棄却された【資料3-③】。*「告訴」の相手方不明。
- ⑧ さらに原告らは、中頭役所長の達（命令）は「元来越権ニ出タルモノ」であるとして、沖縄県知事丸岡莞爾にその取消を願い出た【資料3-③】。
- ⑨ しかし、沖縄県知事は、「詮議ニ及ヒ難シ」と指令した（甲第二号証）【資料3-③】。
*「甲第二号証」は未確認。
- ⑩ 明治21年11月、「安里栄孝外三名ヨリノ出願ニ係ル中頭役所長ノ達取消ノ件ニ対スル御指令原議」【資料1】。*同資料は未確認。
- ⑪ そこでさらに、原告らは、中頭役所長が原告らの所有地の引揚げを執行したのは、「行政官カ私権ノ有無ヲ判決シタルモノニシテ該達ノ如キハ越権ニ出タル不当ノモノ」であるとして、沖縄県知事（被告）に「甲第一、二号証ノ達」の取消を求めて長崎控訴院に提訴した【資料3-③】。
- ⑫ 明治22年12月、「中城間切添石村平民比嘉蒲信外二名ヨリ出願ニ係ル安里栄孝カ旧地頭地ニ係ル小作米不納ニ付地所引揚ノ件ニ対スル御指令ノ原議」【資料1】。*同資料は未確認。
- ⑬ 明治23年〔月日不詳〕、司法大臣に対する「別冊長崎控訴院伺」【資料3-①】。*「別冊長崎控訴院伺」は未確認。
- ⑭ 明治23年10月6日、司法大臣（山田顕義）が、内閣総理大臣（山縣有朋）に、「別冊長崎控訴院伺」について、「県達取消ノ訴訟」は行政裁判に属すると考えられるが長崎控訴院で審理させてよいかについて、閣議を要請した【資料3-①】。
- ⑮ 明治23年10月13日、法制局長官（井上毅）が、「請議ノ通り行政裁判トシテ受理審判セシムヘキモノト信認ス」と判断して、内閣総理大臣の指令案を決裁した【資料3-③】。
- ⑯ 明治23年10月14日、内閣総理大臣が司法大臣に、「県達取消ノ訴訟受理ノ件ハ請議ノ通」と指令した【資料3-②】。
- ⑰ 明治24年3月18日、司法大臣（山田顕義）が、内閣総理大臣（山縣有朋）に、行政訴訟として判決を言渡すのが相当として、閣議を要請した【資料4-①】。
- ⑱ 明治24年4月10日、法制局長官が、「長崎控訴院判決案ハ事理充当」として、内閣総理大臣の指令案を決裁した【資料4-③】。*「長崎控訴院判決案」は未確認。
- ⑲ 明治24年4月14日、内閣総理大臣が司法大臣に、「沖縄県達取消ノ訴訟判決ノ件ハ請議ノ通」と指令した。ただし、宣告書〔判決書〕書式は明治18年司法省第1057号達の通り改正して申渡させよと指示した【資料4-②】。*「明治18年司法省第1057号達」は未確認。
- ⑳ 明治24年5月、県知事丸岡莞爾が沖縄県属野村道安宛の書簡を執筆した【資料2】。

2. 事案の概要

以上の時系列整理を踏まえて事案の概要をまとめると、以下の通りとなろう。

沖縄県中城間切⁽⁶⁾ 荻道村安里栄孝外三名（原告ら）は、今から数十年前、中城間切の添石村・久場村・泊村の三か村人民より土地を買い受け、爾来耕作をして生計を営んできた。ところが、明治20年1月ころ、中頭役所長が、丙第二一号（甲第一号証）を以って、中城間切番所（村吏）に対して、原告らの土地売買は無効であるから土地を引揚げよと達した（ただし現時点で「丙第二一号」は未見。）。明治21年1月、上記三か村の人民数百名が、中頭役所長の命令であるとして、原告らの田畠へ乱入し作物を掠奪した。

そこで、原告らは「告訴」した〔相手方不明〕が、上記三か村人民の行為は「其筋ノ達ニ原由シタルモノ」であるとして、「告訴」は棄却された。原告らは、さらに、中頭役所長の達（命令）は「元来越権ニ出タルモノ」であるとして、沖縄県知事丸岡莞爾にその取消を願い出た。しかし、沖縄県知事は、「詮議ニ及ヒ難シ」と指令した（甲第二号証の達）。

そこでさらに、原告らは、〔中頭役所長が〕原告らの所有地の引揚を執行したのは、「行政官カ私権ノ有無ヲ判決シタルモノニシテ該達ノ如キハ越権ニ出タル不当ノモノ」であるとして、沖縄県知事（被告）に「甲第一、二号証ノ達」の取消を求めて長崎控訴院に提訴した。

明治 23 年、長崎控訴院が司法大臣に対して、「県達取消ノ訴訟」を行政裁判として審理してよいかについて伺を出し、明治 23 年 10 月 6 日、司法大臣（山田顕義）が、内閣総理大臣（山縣有朋）に対して、「県達取消ノ訴訟」は行政裁判に属すると考えられるが長崎控訴院で審理させてよいかについて閣議を要請した（ただし現時点で「別冊長崎控訴院伺」は未見）。明治 23 年 10 月 13 日、法制局長官（井上毅）が、「請議ノ通り行政裁判トシテ受理審判セシムヘキモノト信認ス」と判断して、内閣総理大臣の指令案を決裁した。明治 23 年 10 月 14 日、内閣総理大臣が司法大臣に、「県達取消ノ訴訟受理ノ件ハ請議ノ通」と指令した（これを受け、司法大臣が長崎控訴院に対して伺の通との指令を出したと思われるが、関係資料中にはこの点についての記述は見当たらない。）。

次いで、長崎控訴院が司法大臣に「判決案」について伺を出し、明治 24 年 3 月 18 日、司法大臣（山田顕義）が、内閣総理大臣（山縣有朋）に、行政訴訟として判決を言渡すのが相当として、閣議を要請した。明治 24 年 4 月 10 日、法制局長官が、「長崎控訴院判決案ハ事理充当」として、内閣総理大臣の指令案を決裁した。明治 24 年 4 月 14 日、内閣総理大臣が〔司法大臣に〕、「沖縄県達取消ノ訴訟判決ノ件ハ請議ノ通」と指令した。ただし、宣告書〔判決書〕書式は明治 18 年司法省第 1057 号達の通り改正して申渡させよと指示した（ただし現時点で「長崎控訴院判決案」は未見。また明治 18 年司法省第 1057 号達は未確認。その後、司法大臣が長崎控訴院に対して伺の通との指令を出したと思われるが、関係資料中にはこの点についての記述は見当たらない。）。長崎控訴院は明治 24 年 4 月または 5 月に、原告敗訴の判決を言い渡したと推定される（ただし現時点で「判決書」は未見）。

以上の事案を概念図で示すと後掲の**別図**の通りとなろう（別図中の番号は時系列整理において示した整理番号である。）。

三 若干の背景や関連事項について

1. 中頭役所とその所掌事務について

中頭役所は、明治 13 年 6 月 23 日沖縄県布達甲第 57 号「島尻、中頭、国頭各間切在勤官廃止並役所開設」⁽⁷⁾によって、同年美里間切に設置された。中頭地方の間切番所の「事務総理」がその任務であった。後年の令達であるが、明治 16 年 1 月 4 日沖縄県達丙第 2 号「役所職制並事務章程」⁽⁸⁾中の「事務章程」によれば、役所の行政事務には、所轄内間切村に関して、「租税其他ノ不納者処分ノ事」（上款第 31 条）、「租税本帳ニ仍リ金穀反布等賦課ノ事」（中款第 24 条）などの徴税事務とともに、「百姓地其他ノ地分配ニ関スル事」（上款第 12 条）も含まれていた。ちなみに、中頭役所は、明治 29 年 4 月 1 日中頭郡役所の設置にともない廃止された⁽⁹⁾。

2. 係争地について

上述の事案の概要によれば、安里栄孝らに関して以下のような三種類の土地をめぐる紛争が存在していたと思われる。①原告ら（安里栄孝外三名）が中城間切添石村・久場村・泊村の三か村人民より買い受け耕作をしてきた土地（田畠）をめぐる紛争。中頭役所長が、中城間切番所に対して、原告らの土地売買は無効であるから土地を引揚げよと達し、三か村の人民数百名が中頭役所長の命令であるとして原告らの田畠へ乱入し作物を掠奪したため、原告らが中頭役所長と沖縄県知事の達の取消を求めて提訴した。②中城間切荻道村外四か村人民惣代安里栄孝外三名が沖縄県知事に提出した「請地状下附願」に対し、沖縄県知事が安里らへの「説諭方」を中頭役所長へ照会した事案（明治21年1月）。③安里栄孝が旧地頭地に関する小作米を納めないため、中城間切添石村平民比嘉蒲信外二名が地所の引揚げを〔沖縄県に〕出願し、これに対する指令が発せられた事案（明治22年12月）。①は【資料2】が「百姓地統理之旧慣ヲ破ラレ爾後非常之紛訟ヲ生ス可キ義ヲ苦慮致シタル處」云々と述べていることから百姓地に関する事案と考えられる。これに対して、②は請地に関する事案、③は旧地頭地の叶掛地に関する事案である。長崎控訴院に行政訴訟が提起されたのは①の事案についてであるが、①と②、③との関連の有無は不明である⁽¹⁰⁾。

3. 「県達取消ノ詞訟」の取消対象について

「県達取消ノ詞訟」における取消請求の対象とされた「県達」とは何を意味するのだろうか。【資料3-③】は、法制局長官（井上毅）が閣議に提出した指令案であるが、本件訴訟における原告らの請求内容について、「甲第一号証ノ如ク中頭役所長ヨリ丙第二一号ヲ以テ中城間切番所へ原告共カ所有地ハ売買無効ニ付其引揚方ヲ村吏ニ達シタルニ基キ其達ハ元来越権ニ出タルモノナレハ甲第二号証ノ如ク被告知事ニ之カ取消ヲ願出タルモ被告ハ詮議ニ及ヒ難シト指令シ原告カ所有地引揚ヲ執行シタルハ行政官カ私権ノ有無ヲ判決シタルモノニシテ該達ノ如キハ越権ニ出タル不当ノモノナレハ甲第一、二号証ノ達ヲ速ニ取消サレコトヲ請求スト言フニ在リ」と述べている。これによれば、本件訴訟において原告らが取消を求めた「県達」とは、一つには、原告らが買い受けた土地（百姓地）の「引揚」を命ずる中頭役所長の「達」（甲第一号証=丙第二一号）を指し、もう一つには、中頭役所長の上記「達」の取消を求めた沖縄県知事に対する訴願の却下処分（甲第二号証）を指すものと考えられる。

4. 百姓地の取引規制に関する旧慣について

百姓地については多くの文献資料による説明が存在するが、ここではその一例として、大蔵書記官森賢吾と大蔵属鈴木繁の实地調査に基づく大蔵省主税局編『沖縄法制史（内国税彙報第八号）』における百姓地の記述を引用することにしよう。すなわち、同書は百姓地について、「寛延年間（距今百五十年）竿入帳ニ掲記セラレタル田畑及山野ニシテ地人ト称スル村内ノ農民ニ分配シテ耕作セシメ村内ニ於テ適宜ノ標準ニ依リ四五年乃至三十年ニ割換ヲ為スモノナリ此割換ヲ称シテ地割トイフ輒近ニ至テ各村全地割ヲ為サズ世襲ニ類スルモノアリ或ハ地割タル単ニ土地ノ交換タルニ止ルアリ他ニ貸与シテ小作料ヲ収入スルアリ居住人ト称スル士族ヲ加ヘテ地割スルモノアリ要スルニ一貫シタル制度ナシ〔改行〕百姓地ハ売買又ハ抵当トナスコトヲ得ズ然レトモ實際ハ之ニ反スル習慣アリ此ノ如キハ百姓地本来ノ性質トシテ所有権ナキモノナルヲ以テ法律上ノ効果ハ単ニ使用収益ノ権ヲ移転スルニ過ギズ」⁽¹¹⁾と記述している。このように百姓地は売買や抵当権設定が禁止されていたが、実際には密かに売買や抵当権設定が行われることがあり、その法的効力をめぐってし

ばしば紛争に発展した。

5. 地頭地とその類型について

地頭地についても、大蔵省主税局編『沖縄法制史（内国税彙報第八号）』における記述を引用することにしよう。すなわち、同書は地頭地について、「地頭地ハ元来百姓地ノ一部ナリシヲ割イテ其収益ヲ按司地頭総地頭及脇地頭ノ三者ニ役得トシテ與ヘタルモノニシテ寛永六年名寄帳製ノ際百姓地ト區別ヲ立テタルモノナリ地頭収益ノ方法ハ土地ヨリ生ズル收穫ヲ三分シ其一分ハ農民ノ所得トシ残二分ノ内ヨリ百姓地ト同一ノ租税ヲ納メ其残額ヲ地頭ノ所得トナスコトシタルモノナリ故ニ其起源ニ溯テ之ヲ見レバ一種ノ百姓地ニシテ唯地頭ノ作得、租税以外ノ負担ヲナシタルモノタルニ過キズ然ルニ實際ニ於テハ地頭自作スルモノアリ（自作地）地頭之ヲ小作セシムルモノアリ（拾掛地）地頭之ヲ質入シテ質入〔ママ〕人之ヲ耕作スルモノアリ（質入地）〔改行〕地頭地ハ百姓地ト同ジク売買質抵当トナスコトヲ得ズ」⁽¹²⁾と記述している。すなわち、地頭地は、オエカ地やノロクモイ地と同様に役地（それぞれの役職に対する給地）の一種であり、按司地頭、総地頭および脇地頭に給与されたものである。地頭地は本来当該村の百姓に耕作させ、その代償として収穫高の三分の一を百姓に与え、さらに百姓地同様の年貢を納め、その残余を地頭の作得としたもの（地頭村持地）であって、「百姓地ト同ジク売買質抵当トナスコトヲ得」なかったが、実際には地頭が自作するもの（地頭自作地）、地頭が親族や縁故者に叶掛して小作させたもの（地頭拾掛地）、地頭が金穀借入の担保として地頭地を質入し質権者が耕作するもの（地頭質入地）があった。

6. 地頭廃止に伴う地頭地の取り扱い

地頭地は、「明治十三年禄制々定以降該役地ノ關係ヲ離レ明治十七年ヨリ其耕作人之ヲ作地」⁽¹³⁾することになった。

すなわち、沖縄県は、明治17年2月18日布達甲第13号「旧地頭地取扱」（仮称）⁽¹⁴⁾において、旧地頭地の取り扱いについて、次のような趣旨の布達を発している。①旧地頭地に関する「相對掛増高」はこれまで県庁へ納入していたが、今後は一切免除し、既に納入済の分は悉皆各耕作人（質入地については質取人）へ下戻すこととする。②間切番所等へ領置している分も同様に還付することとする。③旧地頭地のうち「拾ヒ掛若クハ質入ノ分」は「村方ニ於テ擅ニ引揚ル事」は決してあってはならない。④置県以来擅に引揚げた小作地についてはこの際元の小作人へ返還すべきであり、今後租税未納その他の止むを得ない事情により土地の引揚を必要とするものについては役所を経由して県庁の認可を得なければならない。

なお、旧地頭地に関する「相對掛増高」（有禄士族旧領地相對叶掛）の取り扱いについては、明治15年4月4日に役所長宛に無号〔内達〕「本県有禄士族旧領地相對叶掛ケト唱フル米穀ノ件」⁽¹⁵⁾が出されている。

7. 行政裁判法施行前における行政訴訟手続について

明治22年2月11日に公布された大日本帝国憲法の第61条は「行政官庁ノ違法処分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス」と定め、この規定を受けて制定された行政裁判法（明治23年6月20日公布法律第48号）が施行されたのは明治23年10月1日であった。行政裁判法附則の第47条は「此法律施行ノ前既ニ行政訴訟トシテ受理シ審理中ニ係ルモノハ仍従前ノ成規ニ依リ処分スヘシ」⁽¹⁶⁾と定めていた。本件の「県

達取消ノ詞訟」はこの附則の規定に該当し、「従前ノ成規ニ依リ処分スヘ」き事案であったと考えられる⁽¹⁷⁾。

ところで、行政裁判法施行前において行政訴訟として受理し審理するための「従前ノ成規」に基づく手続とはどのようなものであったのだろうか。この点について、のちに行政裁判所評定官や行政裁判所長官を務めた山脇玄は、明治30(1887)年に、「郡区戸長ヲ以テ被告トスル訴訟ハ始審裁裁〔ママ〕判所ニ提起セシメ、府県知事以上ヲ以テ被告トスル訴訟ハ控訴院ニ提起セシメタリ、而シテ当該裁判所ハ其訴訟を受理スヘキヤ否ニ付先ツ司法省ニ具状シ司法省ハ之ニ意見ヲ付シ閣議ニ呈出シテ内閣ノ裁定ヲ請ハシメタリ、又其之ヲ受理スヘシトノ裁定ヲ経タルモノニ付テハ更ニ同一ノ手続ヲ経テ之レカ判決ヲ為スヘキヲ以テ、受理判決皆内閣ノ裁定ニ帰セリ」⁽¹⁸⁾(読点は原文による。)と説明している。この説明は内閣制度の成立後に関するものであるが、それ以前の太政官制度の下については、『行政裁判所五十年史』が、「府県知事以上を被告とする訴訟は控訴院に提起せしめ当該裁判所は其の受否に付司法省に具状し司法省は之に意見を附して太政官に稟申し其の裁定を要するものとし、受理すべき旨の裁定を経たものは更に同一の手続を経て判決せられ、受理・判決が悉く太政官の裁定に帰したとされて居るのである。」⁽¹⁹⁾と説明している。

これによれば、内閣制度成立後行政裁判法施行前における府県知事を被告とする行政訴訟については、第一審管轄権を控訴院が有すること、控訴院はその訴訟の受否について司法省に具状し、司法省は控訴院の具状に意見を付して閣議に提出して内閣の裁定を請い、閣議で受理すべしとの裁定を経た事件について、控訴院が実体審理を遂げたうえで判決案につき再び司法省に具状し、司法省は控訴院の判決案の具状に意見を付して閣議に提出して内閣の裁定を請い、控訴院は閣議で裁定を経た判決案を宣告するという手続⁽²⁰⁾であったこと、がわかる。従って、後掲【資料3】は行政訴訟の受否の裁定に関する資料であり、後掲【資料4】は控訴院の判決案の裁定に関する資料であることになる。なお、控訴院の判決に不服がある場合の上訴は、大審院に係属することになっていた。

8. 野村道安について

【資料1】は、本件訴訟に対応するために沖縄県知事の代理人として長崎控訴院へ出頭する者に宛てた「心得」書であるが、その代理人が誰であるかについては言及していない。他方、沖縄県知事丸岡莞爾が沖縄県属野村道安に宛てた書翰である【資料2】は、長崎控訴院によって「正当ノ判決ヲ與ヘラレ、此訴訟ハ却テ旧慣ヲ確実ナラシムルノ基礎ト」なったのは、「判官其人ノ明敏果斷ニ由ルト雖トモ、畢竟ハ代理人ノ明弁詳悉能其條緒ヲ縷述シタルノ結果」であると述べており、この文言から野村道安が県知事の代理人として行動したことが推定される。

ところで、彦根正三が編集した『改正官員録』では、明治17年5月版の「沖縄県」の部に沖縄県属野村道安の名が初めて登場し、明治18年7月版および明治19年7月版にもその名が見える⁽²¹⁾。また、内閣官報局が発行した地方庁の職員名簿である『職員録乙』の「沖縄県」の部で野村道安の補職状況を拾ってみると、『職員録乙』の明治20年～23年版では沖縄県属第一部、明治24年版と25年版では沖縄県属内務部第三課長心得⁽²²⁾、明治26年版では沖縄県属内務部第三課長、明治27年版では沖縄県属内務部第三課長兼那覇測候所長、明治28年版では八重山島役所所長、明治29～36年版では八重山島庁島司である⁽²³⁾。なお、野村道安は、明治36年8月に病氣療養を理由に内務大臣(児玉源太郎)宛に「辞職願」を提出し、同年9月に依願免本官が承認された⁽²⁴⁾。

9. 「県達取消ノ詞訟」の終結について

【資料2】において、沖縄県知事丸岡莞爾は、本件訴訟の「落着之趣公判書写被副報知之赴令承知候」と述べた上で、「若人民之訴旨透徹スルニ於テハ決テ敗ヲ取ルニ吝ラサル所存」であり、もし敗訴すれば「百姓地統理之旧慣ヲ破ラレ爾後非常之紛訟ヲ生ス可キ義ヲ苦慮」していたが、長崎控訴院によって「正当ノ判決ヲ與ヘラレ、此訴訟ハ却テ旧慣ヲ確實ナラシムルノ基礎ト」なると述べている。これによれば、本件訴訟は、原告らの敗訴を申渡した長崎控訴院判決で終結し、原告らは大審院に上訴しなかったと推定される⁽²⁵⁾。

10. 補論：明治21～24年当時の沖縄県の裁判組織について

明治10年10月26日太政官布告第73号⁽²⁶⁾によって、琉球藩は大阪上等裁判所の管轄内に位置付けられた（上等裁判所は明治14年に控訴裁判所と改称された。）。

明治12年4月4日太政官布告第14号⁽²⁷⁾により「琉球藩ヲ廢シ沖縄県ヲ置ク」こととされた（「琉球処分」）。これに伴って、明治12年6月21日内務省沖縄県出張所が廃止され、沖縄県における第一審裁判事務の管轄は内務省沖縄県出張所から沖縄県に移管され、沖縄県に沖縄県裁判掛が置かれた（沖縄県裁判掛は明治19年に沖縄県裁判所と改称された。）。

明治14年12月28日太政官布告第79号「北海道並沖縄県裁判事務及治罪手続」⁽²⁸⁾により、沖縄県を管轄する控訴審裁判所は大阪控訴裁判所から長崎控訴裁判所に変更された（控訴裁判所は明治19年に控訴院と改称された。）。

明治24年12月26日公布の法律第5号「那覇地方裁判所及那覇区裁判所設置法」⁽²⁹⁾により、長崎控訴院管内の那覇に那覇地方裁判所および那覇区裁判所を置き沖縄県内を管轄させることとなり、両裁判所は翌年6月1日より開庁された。これにより沖縄県裁判所が廃止された。

四 おわりに

以上、那覇市歴史博物館所蔵の『横内家文書』と国立公文書館所蔵の『公文雑纂』に収録されている若干の文書資料を手掛かりに、百姓地の引揚げをめぐる「県達取消ノ詞訟」について覚書風に検討してきた。しかし、本稿は専らこれらの文書資料を検討対象としたにとどまり、事実関係においてなお不明な点が多い。例えば、本件事案の正確な理解のためには、本件訴訟において原告らが取消を求めたと考えられるふたつの「県達」（甲第一号証=丙第二号証および甲第二号証）の内容の確認が不可欠であると考えられるが、現時点では未見である。同時に、原告らと中城間切添石村・久場村・泊村の三か村人民との間の土地（百姓地）売買に関する文書（甲第三号乃至甲第九号証）の内容の確認も不可欠であろう。また、長崎控訴院の判決について沖縄県知事丸岡莞爾は百姓地に関する旧慣を再確認した「正当ノ判決」だと述べているが、長崎控訴院の判決書自体を未見であるため、具体的にどのような理由付けで原告らの請求を退けたのかについては未解明である。さらに、【資料1】において沖縄県知事の代理人が長崎控訴院に赴くにあたって「事實及ヒ廷例上ノ参考材料トシテ携帯スヘキ書目」として列挙されている文書の中で、「荻道村外四ヶ村人民惣代安里栄孝外三名ヨリ請地状下附願」に関する文書や「中城間切添石村平民比嘉蒲信外二名ヨリ出願ニ係ル安里栄孝カ旧地頭地ニ係ル小作米不納ニ付地所引揚」に関する文書が、百姓地の引揚げをめぐる本件訴訟とどのような関連を有するのかについても明らかで

はない。本件訴訟の事実関係のさらなる解明のためには、「県達取消ノ詞訟」の係争地における資料探索や聞き取り調査をおこなうことも必要であろう。これらの残された課題については後日の検討を期することにした。

(注)

- (1)那覇市歴史博物館所蔵『横内家文書』横内家関係資料入力順番号 4624。『横内家文書県政関係資料① 県治一般』（那覇市歴史博物館、2007年）整理番号 36に原文の影印と翻刻文が掲載されている。
- (2)丸岡莞爾は高知県出身で、明治 21 年 9 月 18 日に内務省社寺局長より沖縄県知事に就任し（井尻常吉編『歴代頭官録』〔原書房復刻版、1967年〕968頁）、明治 25 年 7 月 20 日に高知県知事に転任した（金井之恭他編、三上昭美校訂『明治史料頭要職務補任録』〔柏書房復刻版、1967年〕189頁）。
- (3)那覇市歴史博物館所蔵『横内家文書』横内家関係資料入力順番号 7324。
- (4)国立公文書館所蔵『公文雑纂明治二十三年第二十五卷司法省十六』所収。
- (5)国立公文書館所蔵『公文雑纂明治二十四年第三十卷司法省十三』所収。
- (6)17 世紀中頃の中城間切には、伊集、和宇慶、津波、奥間、安里、当間、新垣、玉城、屋宜、泊、照屋、添石、伊舎堂、大城、荻道、安谷屋、前普天間、寺普天間、瑞慶覧、喜舎場、仲順、久場、和仁屋、渡口、宮城、島袋、諸見里の 27 か村が存在した（北中城村史編纂委員会編『北中城村史第二巻民俗編』〔北中城村役場、1996年〕9頁）。
- (7)琉球政府編『沖縄県史第 11 巻資料編 1 上杉県令関係日誌』（琉球政府、1965年）所収「沖縄県日誌」159 頁。
- (8)国立公文書館所蔵『自明治十五年至同十六年公文別録官吏雑件二太政官乙』所収「沖縄県甲乙丙丁号達」〔岩村 39〕。沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料近代 3 尾崎三良岩村通俊沖縄関係史料』（沖縄県教育委員会、1980年）324 頁に翻刻文がある。
- (9)明治 29 年 3 月 24 日沖縄県告示第 20 号「郡区役所設置ノ件」（那覇市歴史博物館所蔵『横内家文書』所収、沖縄県知事官房文書係〔編〕『沖縄県令達類纂』上巻〔1906年〕43頁）。
- (10)臨時沖縄県土地整理事務局事務官兼沖縄県参事官である俵孫一外 6 名が、沖縄県における土地整理を見据えて、土地所有権の帰属者の判定基準について「明治三十一年十月敷名園ニ於テ協議決定」した記録である「沖縄県土地処分」の中に、「村又ハ与ヨリ百姓地ヲ売却……シタルモノ、処分」に関する判定基準が提示されている。その判定基準の中で、特別な名称を付して百姓地の売買がおこなわれていた事例の一つとして中城間切の「売切地」が列挙されるとともに、この「売切地」が「買主又ハ譲受主ヨリ年々叶米ヲ村ニ納ムルモノ」に該当する事例であるとして、「二十三年頃中城間切添石泊久葉〔ママ〕ノ三村ハ売切地ノ叶米不納ノ為メ裁判所へ訴へ引揚タル例アリ 同地ハ其後一部ハ売り一部ハ地割セリ 右買上譲受主ノ所有トス但シ従来ノ叶米ニ関スル事ハ当事者ノ協議ニ任ス」という記述がされている（宜野湾市史編集委員会編『宜野湾市史第四巻資料編三宜野湾関係資料 I 』（宜野湾市、1986年）393 頁の田里修氏の翻刻文による。）。この記述は、明治 23 年頃、原告たる「中城間切添石泊久葉〔ママ〕ノ三村」が、「売切地」の「買主又ハ譲受主」による「売切地ノ叶米不納」を理由として、その「買主又ハ譲受主」を被告として「裁判所へ訴」を提起して、百姓地を「引揚タ」という趣旨に解される。そうだとすれば、その訴訟は「売切地」の引揚げをめぐる民事訴訟ということになり、その請求の原因と趣旨は本件訴訟（行政訴訟）とは大きく異なるように思われる。なお、この「売切地」の引揚げの裁判に関する「沖縄県土地処分」の記述については、既に輝広志氏による解説がある（北中城村史編纂委員会編『北中城村史第 7 巻文献資料編』〔北中城村役場、2012年〕455 - 456 頁）。
- (11) 大蔵省主税局編『沖縄法制史（内国税彙報第八号）』（東京税務監督局、1903年）22 頁。

- (12)同書 22-23 頁。
- (13)琉球政府編『沖縄県史第 21 巻資料編 11 旧慣調査資料』（琉球政府、1968 年）所収、沖縄県内務部第一課編『沖縄旧慣地制』（明治 26 年 6 月例言）155 頁。
- (14)那覇市歴史博物館所蔵『横内家文書』横内家関係資料入力順番号 5404。『横内家文書県政関係資料②地方制度』（那覇市歴史博物館、2007 年）整理番号 40 に原文の影印が掲載されている。
- (15)前掲『沖縄県史第 11 巻資料編 1』所収「沖縄県日誌」551-552 頁。
- (16)内閣官報局編『法令全書第 23 巻 - 2（明治 23 年ノ 2）』（原書房復刻版、1978 年）法律の部 152 頁。
- (17)行政裁判法の規定が適用された沖縄県知事を被告とする明治期の行政裁判の例として、「違法県税滞納処分取消請求ノ訴」（明治 45 年 3 月 29 日判決行政裁判所判決録 23 輯 4 巻 356 頁）がある。
- (18)山脇玄「行政裁判ノ過去、現在、未来〔前編〕」（『行政法協会雑誌』第 1 年第 1 巻、1887 年）8-9 頁。
- (19)行政裁判所編『行政裁判所五十年史』（内閣印刷局、1941 年）7 頁。
- (20)このような手続が形成されるにあたっては、明治 5 年以來多数の司法省布達や太政官指令等が発令されている。これらの布達や指令等については、前掲『行政裁判所五十年史』1-8 頁に概要の説明がある。
- (21)彦根正三編『改正官員録』（博公書院）明治 17 年 5 月版 305 丁、明治 18 年 7 月版「府県之部」86 丁、明治 19 年 7 月版「府県之部」87 丁。
- (22)明治 25 年 3 月 9 日制定沖縄県達甲第 4 号「沖縄県庁処務細則」（那覇市歴史博物館所蔵『横内家文書』横内家関係資料入力順番号 8119）第 2 条によれば、内務部第三課には学務掛、衛生掛、社寺掛、戸籍掛の 4 掛が置かれていた。
- (23)内閣官報局編『職員録乙』各年版の「沖縄県」の部による。ただし、明治 31 年版の『職員録乙』は未見のため、沖縄県庁編『沖縄県職員録（明治 31 年 3 月 15 日現在）』35 頁によった。
- (24)国立公文書館所蔵『任免裁可書明治三十六年任免卷二十』編綴の「沖縄県八重山島司野村道安以下二名依願本官被免ノ件」。
- (25)『大審院判決録』（文生書院復刻版、1986 年）の第 1 巻乃至第 5 巻（明治 24 年乃至明治 26 年）には、本件訴訟の上訴審判決に該当するものは見当たらない。
- (26)内閣官報局編『法令全書第 10 巻（明治 10 年）』（原書房復刻版、1975 年）64 頁。
- (27)内閣官報局編『法令全書第 12 巻 - 1（明治 12 年ノ 1）』（原書房復刻版、1975 年）46 頁。
- (28)内閣官報局編『法令全書第 14 巻（明治 14 年）』（原書房復刻版、1976 年）145 頁。
- (29)内閣官報局編『法令全書第 24 巻 - 1（明治 24 年ノ 1）』（原書房復刻版、1978 年）法律の部 10 頁。

【資料 1】「中城間切萩道村平民安里栄孝他三名ヨリ長崎控訴院へ提出シタル訴訟事件ニ対スル答弁トシテ該地へ出頭スヘキ知事閣下ノ代理者タルヘキ者ノ心得」

知事	主任
書記官	中城間切萩道村平民安里栄孝他三名ヨリ長崎控訴院へ提出シタル訴訟事件
参事官	ニ対スル答弁トシテ該地へ出頭スヘキ知事閣下ノ代理者タルヘキ者ノ心得
	一 代理者タルノ資格ヲ分与セラレタル以上ハ一件ニ関スル取調ハ一ニ其代理者ノ意見ニ御委任アリ度事
	但主権外ニ渉ルカ如キハ重大ノ事柄ト思量シタルモノハ時ニ上官ノ指揮ヲ仰クヘキ事
	一 法廷ニ臨ミテハ専ラ正肅ヲ旨トシ須ラク言語ヲ慎ムヘキ事

- 一 答弁書ハ已ニ成ル處ノ草按ニテ然ルヘク尤其詳細審査ヲ遂ケタル上ハ多少ノ修正ヲスルヘキ場合アリトスルモ先ツ大体ノ旨趣ニ於テハ豪モ変更スル處アルコトナカルヘシ
 - 一 此他猶答弁書様ノモノ又ハ参考書ノ如キモノ本件ニ符節シテ提出スヘキモノ固ヨリ許多アルコトナルヘシト雖モ顧フニ是等ハ法官ノ質問若クハ原告等ノ請求ニ由テ其必要ヲ生スルモノナレハ予メ之カ考按ヲ擬スハ畜タニ徒勞ノミナラス自ラ為シ得ヘキモノニアラサレハ大凡右等ニ供スヘキ材料ト見認ムルモノハ悉ク携帯シ其ノ實際ニ方テハ口頭ノ弁論ニスレ文書ノ応答ニスレ百事臨機応変ノ處理ヲ為スヘキ事
 - 一 事實及ヒ廷例上ノ参考材料トシテ携帯スヘキ書目左ニ
 - 一 明治廿年一月中頭役所長伺ニ対スル御指令ノ原議写
 - 一 明治二十一年一月荻道村外四ヶ村人民惣代安里栄孝外三名ヨリ請地状下附願ニ対シ説諭方中頭役所長へ照会ノ原議
 - 一 明治二十一年二月前同断追願書進達ニ付却下方所轄役所へ移牒ノ原議
 - 一 明治二十一年十一月安里栄孝外三名ヨリノ出願ニ係ル中頭役所長ノ達取消ノ件ニ対スル御指令原議
 - 一 明治二十二年十二月中城間切添石村平民比嘉蒲信外二名ヨリ出願ニ係ル安里栄孝カ旧地頭地ニ係ル小作米不納ニ付地所引揚ノ件ニ対スル御指令ノ原議
 - 一 明治十二年三月松田處分官ノ告諭書写
 - 一 明治十二年四月鍋嶋県令赴任ノ際内蔵兩卿へ伺ニ対スル御指令写
 - 一 明治十二年六月本県甲第三号布達写
 - 一 明治十六年一月上杉県令ヨリ岩村会計検査院長へ伺ニ対スル御指令写
- 右ノ外実地ニ就キ取調ヲ要スヘキモノ左ニ
- 一 中城番所ニ至リ實際ノ聞見
 - 一 旧田地奉行筆者勤務ノ者ニ就キ質問ノ廉々
- 以上

【資料 2】「訴訟により旧慣を确实ならしむるの基礎と相成りたるにつき野村道安宛丸岡書翰」

安里栄孝等起訴之件、落着之趣公判書写被副報知之趣令承知候。抑此件タル知事ニシテ管下人民ト曲直ヲ争ハサルヲ得サルノ不幸ニ陥リタル段先以残念之至、若人民之訴旨透徹スルニ於テハ決テ敗ヲ取ルニ吝ラサル所存ニ有之ト雖トモ、苟モ然ニ於テハ百姓地統理之旧慣ヲ破ラレ爾後非常之紛訟ヲ生ス可キ義ヲ苦慮致シタル處、如形正当ノ判決ヲ與ヘラレ、此訴訟ハ却テ旧慣ヲ确实ナラシムルノ基礎ト相成タル段、判官其人ノ明敏果斷ニ由ルト雖トモ、畢竟ハ代理人ノ明弁詳悉能其條緒ヲ縷述シタルノ結果ト深令満足候。仍テ此段申入候也。

明治廿四年五月

沖繩県知事丸岡

沖繩県属野村道安殿

【翻刻注】句読点は筆者による。合字はカタカナで表記した。

【資料 3-①】

法制局三判第四三号 十月七日 ㊟ ㊟ ㊟
司法省民第一八九八号 ㊟

法制局

人民ヨリ県知事ニ係ル訴訟
受理ノ義ニ付請議

第三部

別冊長崎控訴院伺沖繩県平民安里栄孝外三名ヨリ同知事丸岡莞爾ニ係ル県達取消ノ訴訟ハ行政裁判ニ属スヘキモノト思考候該院ニ於テ審理為致可然乎書類相添此段請閣議候也

明治廿三年十月六日

司法大臣伯爵山田顕義 ㊟

内閣総理大臣伯爵山縣有朋殿

甲四三三

【資料 3-②】

沖繩県安里栄孝外三名ヨリ同県知事丸岡莞爾ニ係ル県達取消ノ訴訟受理ノ件ハ請議ノ通タルヘシ

明治廿三年十月十四日

内閣総理大臣伯爵山縣有朋

【資料 3-③】

司甲四三三

明治廿三年十月十三日

㊟㊟㊟

法制局長官 ㊟

別紙司法大臣請議沖繩県安里栄孝外三名ヨリ同県知事丸岡莞爾ニ係ル県達取消ノ訴訟受否ノ件ヲ審査スルニ其要旨ハ原告共ハ今ヲ距ル数十年前甲第三号乃至甲第九号証ノ通り中城間切添石村久場村泊村ノ三村人民ヨリ土地ヲ買受テ爾来耕作ヲ為シ生計ヲ営ミ来リタル処明治廿一年一月中右三村ノ人民中頭役所長ノ命ナリトテ数百名原告ノ田畠ヘ乱入シ作物ヲ掠奪スルニ依リ之カ告訴ヲ為シタルモ其筋ノ達ニ原由シタルモノナレハ其告訴ハ棄却セラレタリ抑モ如此場合ニ至リタルハ甲第一号証ノ如ク中頭役所長ヨリ丙第二一号ヲ以テ中城間切番所ヘ原告共カ所有地ハ売買無効ニ付其引揚方ヲ村吏ニ達シタルニ基キ其達ハ元来越権ニ出タルモノナレハ甲第二号証ノ如ク被告知事ニ之カ取消ヲ願出タルモ被告ハ詮議ニ及ヒ難シト指令シ原告カ所有地引揚ヲ執行シタルハ行政官カ私権ノ有無ヲ判決シタルモノニシテ該達ノ如キハ越権ニ出タル不当ノモノナレハ甲第一、二号証ノ達ヲ速ニ取消サレンコトヲ請求スト言フニ在リ乃チ請議ノ通り行政裁判トシテ受理審判セシムヘキモノト信認ス

指令案

沖繩県安里栄孝外三名ヨリ同県知事丸岡莞爾ニ係ル県達取消ノ訴訟受理ノ件ハ請議ノ通タルヘシ

四月十四日 ㊟

【資料 4 - ①】

第三部第四三号 三月十九日
法制局三判第四三号 三月十九日 ㊟ ㊟
司法省民第三七一号 ㊟

法制局
第三部

人民ヨリ県知事ニ係ル詞訟裁判案
ノ義ニ付請議
別冊長崎控訴院伺沖繩県平民安里栄孝等ヨリ同県知事丸岡莞爾ニ係ル沖繩県達
取消ノ訴訟裁判案ハ行政訴訟裁判案トシテ相当ト思考候条成案ノ通裁判為言渡可
然乎書類相添此段請閣議候也
明治廿四年三月十八日

司法大臣伯爵山田顯義 ㊟

内閣総理大臣伯爵山縣有朋殿
甲九四

【資料 4 - ②】

沖繩県安里栄孝等ヨリ知事丸岡莞爾ニ係ル沖繩県達取消ノ訴訟判決ノ件ハ請議ノ
通但宣告書書式ハ明治十八年其省第一〇五七号達ノ通改正申渡サスヘシ
明治廿四年四月十四日

内閣総理大臣伯爵山縣有朋

【資料 4 - ③】

司甲九四
明治廿四年四月十日 ㊟ ㊟㊟㊟

済 法制局長官 ㊟

別紙司法大臣請議沖繩県案里栄孝等ヨリ知事丸岡莞爾ニ係ル沖繩県達取消ノ訴訟
判決ノ件ヲ審査スルニ長崎控訴院判決案ハ事理充當ナレトモ宣告書式ハ慣例ノ如
ク改正申渡サスヘキモノト信認ス

指 令 案

沖繩県安里栄孝等ヨリ知事丸岡莞爾ニ係ル沖繩県達取消ノ訴訟判決ノ件ハ請議ノ
通但宣告書書式ハ明治十八年其省第一〇五七号達ノ通改正申渡サスヘシ
明治廿四年四月十四日 ㊟

追記

本稿脱稿後、那覇市歴史博物館所蔵『横内家文書』中に、本件訴訟についての長崎控訴院における弁論に関する（年欠。明治 24 年か。）2 月 21 日付の檜垣直枝書記官（沖繩県内務部長）および今西相一参事官（沖繩県内務部第一課長）宛の野村道安作成の文書「弁論等に関する件」（仮称）（横内家関係資料入力順番号 3203）が存在することが分かったが、本稿の執筆内容には反映できなかった。その検討は後日を期したい。

【資料 2】の書翰の翻刻については、那覇市歴史博物館古文書解読員の田口恵さんから懇切なるご教示をいただいた。記して謝意を表したい。

【別図】「沖縄県達取消ノ詞訟」の事実関係（概念図）

